

消費者ネット広島御中

株式会社西本ハウス第3回期日報告書

2019年7月9日

弁護士 吉田修一郎

1 事件の表示

事件番号 広島地方裁判所平成31年(ワ)第107号

事件名 不当契約条項使用差止請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者ネット

被告 株式会社西本ハウス

2 裁判期日(第3回)

令和元年7月3日午前11時30分から 広島地裁274号法廷

3 期日報告

(1) 出頭者(電話会議)

原告 木村弁護士、山本弁護士、風呂橋弁護士、工藤弁護士、吉田

被告 山崎健介弁護士、山崎雄也弁護士

(2) 審理

- ・ 冒頭、両当事者から自ら和解案を作成するよりは、裁判所の和解案という形で提示して貰う方が好ましいとの意見が出る。
- ・ 裁判所から、①技術者協会が技術上の欠陥該当性のみを判断し、法的判断をしないのであれば、その旨を明記した方が良く、②両当事者の真の同意があれば、瑕疵判断に拘束力を認めても良いと思うが、請負契約締結時という紛争を予期せぬ段階で真の同意をしたと言えるかは若干疑問、③拘束力そのものを認めず、参考資料に留めた方がよいのではないかという考え方もあるとの意見が出される。
- ・ その上で、裁判所から被告に対し、技術者協会の実態や調査事例を資料として提出して欲しいとの求めがあり、被告も同意。その場で被告から技術者協会の簡単な概要説明があったが、被告代理人が協会顧問であることなど、被告と協会が密接な関係にあることは説明されず。
- ・ 原告からも、被告に対し、裁判所の上記要請に合わせて①技術者協会が瑕疵を調査する際の人員構成や人数、②技術者協会が「優良企業」と判定する際の基準を明らかにすることを求め、被告からはできるだけ答えたい旨回答があった。

(3) 次回までの準備事項

原告は特になし

被告は上記裁判所及び原告からの質問に対する回答を準備する。

4 次回期日

令和元年8月6日午前11時30分から

法廷 274号（電話会議）

以上